第65期定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

株式会社ナカニシ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様に提供しております。
（http://www.nsk-nakanishi.co.jp）

新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年12月31日現在）

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成22年５月12日	平成23年５月12日
新株予約権の数		14個	14個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注８）		普通株式　7,000株 （新株予約権１個につき　500株）	普通株式　7,000株 （新株予約権１個につき　500株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注８）		新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		平成22年５月29日から 平成52年５月28日まで	平成23年５月28日から 平成53年５月27日まで
行使の条件		注１	注２
役員の保有状況（注８）	取締役	新株予約権の数：　12個 目的となる株式数：　6,000株 保有者数：　2人	新株予約権の数：　12個 目的となる株式数：　6,000株 保有者数：　2人

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成24年５月10日	平成25年５月10日
新株予約権の数		14個	14個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注８）		普通株式　7,000株 （新株予約権１個につき　500株）	普通株式　7,000株 （新株予約権１個につき　500株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注８）		新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		平成24年５月26日から 平成54年５月25日まで	平成25年５月28日から 平成55年５月27日まで
行使の条件		注３	注４
役員の保有状況（注８）	取締役	新株予約権の数：　12個 目的となる株式数：　6,000株 保有者数：　2人	新株予約権の数：　12個 目的となる株式数：　6,000株 保有者数：　2人

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		平成26年５月12日	平成27年５月13日
新株予約権の数		15個	15個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注８）		普通株式　7,500株 （新株予約権１個につき　500株）	普通株式　7,500株 （新株予約権１個につき　500株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注８）		新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		平成26年５月28日から 平成56年５月27日まで	平成27年５月29日から 平成57年５月28日まで
行使の条件		注５	注６
役員の保有状況（注８）	取締役	新株予約権の数：　15個 目的となる株式数：　7,500株 保有者数：　3人	新株予約権の数：　15個 目的となる株式数：　7,500株 保有者数：　3人

		第７回新株予約権
発行決議日		平成28年５月13日
新株予約権の数		17個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注８）		普通株式　8,500株 （新株予約権１個につき　500株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注８）		新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり　1円）
権利行使期間		平成28年５月31日から 平成58年５月30日まで
行使の条件		注７
役員の保有状況（注８）	取締役	新株予約権の数：　17個 目的となる株式数：　8,500株 保有者数：　4人

注１：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成51年5月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

２：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成52年5月28日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

３：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成53年5月26日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

４：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成54年5月28日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

５：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成55年5月28日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

６：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成56年5月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

７：新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成57年5月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

8：当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における第1回から第7回の新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。なお、上表に記載の株式数は調整後の内容となっております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の状況

①連結子会社の数　9社

②連結子会社の名称　NSK-AMERICA CORP.
NSK EUROPE GmbH
NSK EURO HOLDINGS S.A.
NSK FRANCE S.A.S.
上海弩速克国際貿易有限公司
NSK UNITED KINGDOM LTD.
NSK OCEANIA PTY. LTD.
NSK-NAKANISHI DENTAL SPAIN S.A.
DENTAL X S.p.A
なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたNSK DENTAL LLCは清算したため、連結の範囲から除いております。

⑵　非連結子会社の状況　NSK OCEANIA LTD.
NSK PRECISION CO.,LTD.
NSK NAKANISHI ASIA PTE LTD.
NSK NAKANISHI AMERICA LATINA LTDA.
NSK DENTAL KOREA CO.,LTD.
NSK STERILIZATION LAB S.R.L.

（非連結子会社について連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が小規模であり、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社名

NSK OCEANIA LTD.
NSK PRECISION CO.,LTD.
NSK NAKANISHI ASIA PTE LTD.
NSK NAKANISHI AMERICA LATINA LTDA.
NSK DENTAL KOREA CO.,LTD.
NSK STERILIZATION LAB S.R.L.

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③運用目的の金銭の信託

時価法

④たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵ 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また在外連結子会社については所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	２～７年
工具、器具及び備品	２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については発生年度に全額を費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑸　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑹　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

⑺　消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	76,854千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	31,419,800株	－株	－株	31,419,800株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,544,146株	44株	－株	2,544,190株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　44株

3．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額等

平成28年３月30日開催の第64期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　721,891千円
・１株当たり配当金額　25円
・基準日　平成27年12月31日
・効力発生日　平成28年３月31日

平成28年８月９日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　866,269千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　平成28年６月30日
・効力発生日　平成28年９月26日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年３月30日開催予定の第65期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　866,268千円
・１株当たり配当金額　30円
・基準日　平成28年12月31日
・効力発生日　平成29年３月31日

4．当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	6,000株	6,000株	6,000株	6,000株	7,500株
新株予約権の残高	12個	12個	12個	12個	15個

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	7,500株	8,500株
新株予約権の残高	15個	17個

（注）平成26年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。表中の目的となる株式の数は、当該株式分割調整後の数であります。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業遂行に必要な資金をほぼ内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は外部格付機関の格付等に基づき、元本の償還がより確実に保全される方法をもって行うことを原則とし、運用しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内規程に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、営業部門及び財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは些少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当連結会計年度末現在、当社グループは必要な資金をほぼ内部資金で賄える状態にあり、資金調達に係る流動性リスクはほとんどないと認識しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。

区　　分	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	25,198,455千円	25,198,455千円	－千円
⑵　受取手形及び売掛金	5,265,750	5,265,750	－
⑶　金銭の信託	2,038,670	2,038,670	－
⑷　有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	500,000	510,935	10,935
②その他有価証券	6,236,481	6,236,481	－
資産計	39,239,357	39,250,292	10,935
⑴　買掛金	927,758	927,758	－
負債計	927,758	927,758	－
デリバティブ取引(※)	(1,237,209)	(1,237,209)	－

(※) デリバティブ取引によって、生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金　並びに ⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

⑶　金銭の信託　並びに ⑷　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託並びに金銭の信託は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっています。また、MMFは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

負　債

⑴　買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17,284千円

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産⑷　有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,198,455千円	－千円	－千円	－千円
受取手形及び売掛金	5,265,750	－	－	－
金銭の信託	2,038,670	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券（社債）	－	500,000	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	600,000	1,898,940	－	－
合　　計	33,102,876	2,398,940	－	－

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	1,930円40銭
2．1株当たり当期純利益	183円46銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	5,297,484千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,297,484千円
普通株式の期中平均株式数	28,875,642株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3．運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

4．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

5．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	３～50年
機械及び装置	２～７年
工具、器具及び備品	２～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）について、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

6．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用については発生年度に全額を費用処理しております。

7．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の計算書類への影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

1．事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形		76,854千円

2．関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権		2,199,351千円
短期金銭債務		60,531千円
長期金銭債権		637,022千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　8,360,054千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引

売上高　8,024,457千円

営業取引以外の取引高　8,212千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,544,146株	44株	－株	2,544,190株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　44株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

①流動資産

たな卸資産評価損	184,207千円
賞与引当金	129,322千円
未払事業税否認	46,459千円
その他	110,965千円
繰延税金資産（流動）計	470,955千円

②固定資産

投資有価証券評価損	176,360千円
貸倒引当金	81,463千円
関係会社株式評価損	264,113千円
退職給付引当金	62,990千円
その他	130,493千円
繰延税金資産（固定）計	715,421千円
繰延税金資産合計	1,186,376千円

繰延税金負債

①流動負債

金銭信託運用益	263,596千円
特別償却準備金	6,541千円
その他有価証券評価差額金	1,432千円
繰延税金負債（流動）計	271,569千円

②固定負債

その他有価証券評価差額金	432,939千円
繰延税金負債（固定）計	432,939千円
繰延税金負債合計	704,508千円
繰延税金資産の純額	481,867千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.1%から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は28,385千円減少し、法人税等調整額が50,917千円、その他有価証券評価差額金が22,531千円、それぞれ増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

1．事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

2．事業年度の末日における未経過リース料相当額

該当事項はありません。

3．事業年度の末日における支払リース料及び減価償却費相当額

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	事業年度末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	NSK-AMERICA CORP.	アメリカ合衆国	1,050（千ドル）	医療用回転機器の販売	直接 100%	兼任 1名	医療用回転機器・工業用回転機器の販売	医療用回転機器・工業用回転機器の販売（注）	2,070,815	売掛金	795,678
子会社	NSK EUROPE GmbH	ドイツ連邦共和国	25（千ユーロ）	医療用回転機器の販売	間接 100%	兼任 1名	医療用回転機器の販売	医療用回転機器の販売（注）	3,502,926	売掛金	49,963
子会社	上海弩速克国際貿易有限公司	中華人民共和国	11,077（千元）	医療用回転機器の販売	直接 100%	兼任 2名	医療用回転機器の販売	医療用回転機器の販売（注）	1,210,939	売掛金	762,924
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	（株）丸栄機械製作所	新潟県長岡市	50,000（千円）	工作機械の製造	—	—	（株）丸栄機械製品の購入	機械装置・生産部材の購入（注）	49,010	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　1,623円30銭

2．1株当たり当期純利益　156円89銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益	4,530,326千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	4,530,326千円
普通株式の期中平均株式数	28,875,654株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。